

教 育 文 化 委 員 会 記 録 (No.18)

1 日 時 令和6年2月20日(火)
午前10時38分 開会
午前10時40分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(10人)

委 員 長	永 井 佑	副 委 員 長	森 結実子
委 員	宮 崎 吉 輝	委 員	中 村 義 雄
委 員	中 島 隆 治	委 員	木 下 幸 子
委 員	大久保 無 我	委 員	藤 沢 加 代
委 員	有 田 絵 里	委 員	大 石 仁 人

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

市民文化スポーツ局長	井 上 保 之	市民総務部長	大 庭 千 枝
			外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長	梅 林 莉 果	委員会担当係長	有 永 孝
---------	---------	---------	-------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第31号 北九州市手数料条例の一部改正 について	可決すべきものと決定した。

8 会議の経過

○委員長（永井佑君）開会します。

本委員会に付託された先行議案は、お手元配付の付託表のとおり1件であります。

本日は議案の審査及び採決までを行いますので、よろしくお願いいたします。

議案第31号を議題とします。

議案の説明は、着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。市民総務部長。

○市民総務部長 委員の皆様には、日頃から市民文化スポーツ局の事業に対しまして、御支援、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

それでは、タブレットの教育文化委員会資料に沿って御説明いたします。

2ページを御覧ください。議案第31号、北九州市手数料条例の一部改正についてです。

戸籍法の改正により、令和6年3月から、本籍地以外の市区町村窓口でも、戸籍証明書の請求が可能となるなど、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことに伴って、関係条文を改める必要があるため、手数料条例を改正するものです。

改正内容は、表のとおりです。

なお、戸籍の証明書にかかる手数料額は政令で定められており、全国一律の金額となっております。

施行期日は、改正戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の施行期日と同日の令和6年3月1日です。

以上で、議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（永井佑君）これより質疑に入ります。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明瞭に答弁願います。質疑はありますか。

なければ、これより採決を行います。

議案第31号について、可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、議案第31号については、可決すべきものと決定しました。

以上で、議案の審査を終わります。なお、委員長報告については、正副委員長に一任願います。本日は以上で閉会します。

教育文化委員会 委員長 永井 佑 ㊟